

○高木委員長 ただいまより、建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に、松田たくや委員から欠席の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。まず1点目、建設に関する事項について、最初に、特定空家等の所有者に対する命令の実施について、理事者から報告をお願いいたします。

建築部長。

○中野建築部長 特定空家等の所有者に対する命令の実施について、報告いたします。資料をお配りしていますので、御覧ください。

本件は、3月2日に開催された当委員会において、旭川市永山地区に位置する特定空家等の所有者に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法により、建物の除却命令前の事前通知を行った旨を報告したものであります。不服申立ての期限である令和3年3月15日までに意見書の提出はなく、建物も除却されていないことから、本年3月19日、同法により、建物の除却命令を発出したところであり、建物の除却命令の期限として定めた令和3年4月30日までにその措置が行われない場合は、行政代執行法による戒告を経て、行政代執行により当該建築物を除却することを想定しているところでございます。

特定空家等に関する報告は以上でございます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、ここまでの議題に関わって出席をさせていただいている理事者については、退席をさせていただいて結構です。

次に入ってまいります。雪堆積場の設置について、理事者から報告をお願いいたします。

雪対策担当部長。

○幾原土木部雪対策担当部長 日本製紙株式会社旭川工場敷地内での雪堆積場の設置について、御報告申し上げます。配付資料を御覧いただきたいと思っております。

令和3年3月2日に開催された当委員会にて、雪堆積場の本格運用に向けた試行運用の実施について御報告申し上げたところでございますが、その後、説明会の開催や意見聴取期間を周知し、試行運用期間における自宅の状況や、来シーズンからの本格運用について、地域住民の皆さんの意見を伺ったところでございます。説明会の開催など、周知の範囲や方法につきましては、雪堆積場周辺の6町内会の区域を対象に、書面を沿線の街区を含む166世帯に戸別配付を行うとともに、町内会全体には班ごとの回覧として周知いたしました。説明会は、3月7日、8日、10日の3日間に分散して開催しまして、全体で19名の出席がございました。また、説明会に出席できない方々の意見を伺うため、3月19日を期限とした意見聴取期間を設けましたところ、期間中の意見は1件ございました。

主な意見といたしましては、雪堆積場の出入口となる1番通線について、排雪ダンプの増加に対応して除排雪の強化を求める意見や、雪堆積場の運用に伴い発生する重機の音の軽減などを求める意見はありましたが、雪堆積場の本格運用について反対する意見はなく、除排雪の作業効率が高まることを期待する意見や雪堆積場の確保の推進を求める意見などもあり、地域住民の皆さんの理解

を得ることができたと判断いたしまして、市として本格運用の実施について、意思決定をさせていただいたところであります。

今後の予定といたしましては、日本製紙本社と最終協議を行いながら、令和3年12月からの供用開始を目指してまいります。なお、本格運用に関わる予算につきましては、令和3年第2回定例会にて補正予算案を提出する予定としております。

以上、雪堆積場の設置について御報告申し上げました。よろしくお願いたします。

○高木委員長 ただいま理事者から報告がありました。委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

上村委員。

○上村委員 ただいまの報告案件の最後の部分で、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、令和3年3月末に本格運用に向けた意思決定というところで、相手方との最終的な協議を進めるということがスケジューリングされていますけれども、この部分というのは、もうお話は済んでいらっしゃるという理解でよろしいですか。

○時田土木部雪対策課長 これまでも、継続して協議を進めさせていただいておまして、新体制になったこともあって、これから改めて伺って、協議を再開といいますか、最終協議に向けてスタートする予定でございます。

○上村委員 分かりました。以上です。

○高木委員長 ほかに、御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、次に移ってまいります。旭川市除雪機械運転免許取得支援事業補助金の拡充について、理事者から報告をお願いいたします。

雪対策担当部長。

○幾原土木部雪対策担当部長 旭川市除雪機械運転免許取得支援事業補助金の拡充について、御報告申し上げます。配付資料を御覧いただきたいと思います。

同補助金は、除排雪企業の経営基盤の弱体化、オペレーターの高齢化、担い手不足など、除排雪体制を取り巻く環境が厳しさを増す中で、市の除雪業務に携わる人材を育成し、安定した除雪体制を確保するため、除雪関係業務を受託しようとする事業者を対象に、大型特殊自動車免許の取得経費の一部を補助する制度として令和元年度に導入いたしました。このたび、対象となる運転免許に大型自動車免許を加えるとともに、大型特殊自動車免許の補助上限額を引き上げるものでございます。

大型自動車免許の取得支援につきましては、令和3年2月1日開催の第2回旭川市雪対策審議会におきまして、旭川地区トラック協会の委員さんから、ダンプトラック運転手の高齢化が進んでいる旨の意見があり、検討を始めたところでございますが、旭川地区トラック協会の資料によりますと、60歳以上の運転手は174人で、40歳未満の運転手48人の約3.6倍となっているところございまして、高齢者を補うべき若手入職者の数が不十分であることから、実態を把握するため、除排雪企業を対象に、大型自動車免許の取得に関わるアンケート調査を行っております。アンケート調査では、43社中23社から回答がございまして、そのうち、大型自動車免許の取得について、令和元年度は4社が7名分、令和2年度は4社が5名分の費用負担をしている実態や、制度

の拡充を望む企業は17社との結果となり、そのほか、若手入職者の免許取得の意欲を拡大させるために必要との意見や、現在の国の助成制度だけでは負担が大きいなどの意見もあり、除排雪企業の大きな負担となっていることも判明したことから、同補助金の対象となる運転免許に大型自動車免許を加えることといたしました。

拡充の内容といたしましては、補助率を現在の制度と同様に、自動車教習所が行う教習に要する費用など、補助対象経費の2分の1以内とし、運転免許取得者1人当たり10万円を限度に交付する内容としており、補助上限額の設定につきましては、免許の取得経費約36万円から国の助成金約15万円を差し引いた額の2分の1以内の費用としているところであります。次に、大型特殊自動車免許の取得支援につきましては、制度の導入時の令和元年5月時点の調査では、免許の取得経費が約8万6千円であったことから、補助上限額を補助対象経費の2分の1以内の4万円としておりましたが、現在、免許の取得経費が約12万円に上昇しておりますことから、免許の取得経費の上昇に合わせ、大型特殊自動車免許の補助上限額を補助対象経費の2分の1以内の6万円に引き上げるものでございます。

今回御報告しました制度の拡充につきましては、当初予算の範囲内で、今後、事務手続を行い、速やかに施行する予定であります。

以上、旭川市除雪機械運転免許取得支援事業補助金の拡充について御報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○高木委員長 ただいまの説明について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

上村委員。

○上村委員 改めまして、ただいまの報告事項に対して、6問程度の質疑をさせていただきたいと思っております。

除雪機械の運転免許取得支援ということで、非常に重要な取組だというふうに受け止めておりますけれども、その内容を大きく変えていこうということでありました。2つ報告されましたけれども、1つ目は、大型自動車の免許取得も補助対象にするということ、これが一番大きいと思っております。それから、これまでやっていた大型特殊自動車免許の補助上限額を4万円から6万円に引き上げるということで、これは微調整ということではありますけれども、これもより支援の拡充を図るということでもあります。

これまでも、いわゆる除雪機械のオペレーターの高齢化が進んでいるということは、かねてから課題として挙げられてきました。昨年、旭川市雪対策基本計画アクションプログラムを見直しされましたけれども、高齢化が進んでいて、若い世代を増やそうということで、直近では、令和元年の40歳未満の割合が17%だったものを、令和6年度に26%にしたいという改定がなされました。改定前のアクションプログラムでも、この40歳未満の割合が21%である基準値を令和元年で25%に上げようということを計画していたわけですが、令和元年の結果は17%にとどまったということでもあります。まず、目標を達成できなかったということがあって、その上で令和6年度に改めて26%に引き上げようということで、見直されたわけでもあります。こうした大きな問題に対して、この免許取得支援、これは一つの具体的な支援であり、行政としての施策になるというふうに思っていますので、期待をしています。そんな中で、今回大きな見直しがあるということを含めて、今後、この事業をどう活用していくんだろうかというところ、改めてその考え方を確認し、

今後についても少しお尋ねをしておきたいというふうに思っているところです。

まず、報告事項の内容について何点か確認させていただきます。1つ目の大型自動車免許の取得支援ということで、これはダンプであるとか、そういったものということだと思います。アンケート調査を行ったところ、この2年間で各4社が取得費用を負担しているんだということが述べられました。この部分については、具体的な費用負担というのはどのような内容であるのかということを確認したいと思います。

○時田土木部雪対策課長 アンケート調査の結果によりますと、令和元年度は4社が7人分の取得費用約150万円を負担し、令和2年度は4社が5人分の取得費用約120万円を負担している状況が分かっております。

○上村委員 それぞれ1人あたりに換算すると、20万円を超えるということになると思うのですが、そのぐらいの費用を事業者、いわゆる雇主が負担していたということであり、こうした状況が事業経営としても結構な負担になっているよということが分かったということだと思います。結果的にはこのうちの半分程度になるかと思いますが、10万円程度の取得支援の補助をするということで、これは非常に大きな取組になるだろうなというふうに思いました。

もう一つのほうが、大型特殊、これまでやっていたものの単価を引き上げる、補助上限額を引き上げるということでありました。4万円から6万円ということなのですが、ちょっと私、あれと思ったのは、先ほどの報告を聞くところでいくと、これは既にやっていた話ですから、制度を取り入れた令和元年のときから免許の取得経費が非常に上昇しているということが分かります。私の手計算ですけど、ほぼほぼこの2年で140%近くになったんだなということが、先ほどの報告の内容だったと思います。その理由を確認しておきたいと思います。

○時田土木部雪対策課長 大型特殊自動車免許の取得経費の上昇について、大型特殊自動車免許が取得可能な自動車学校に聞き取りをしたところ、教習車の維持管理費、燃料単価、人件費、消費税の上昇を理由に、令和元年10月に費用改定を行ったと伺っております。

○上村委員 聞き取りをして分かったということですから、これは、令和元年10月に費用改定が行われたということでありましたけれども、この時点ではそうした状況は把握できてはいなかったということですね。答弁にありましたとおり、消費税増税は確かにこの時期でしたもんね。令和元年の10月ということでした。そのタイミングで大きな費用改定ということで、恐らく教習所のほうでも費用の見直しをされたのかなということが推察されます。とはいえ、140%ということですから、このタイミングで様々な要素を盛り込んだのかもしれない。いずれにしても、これだけの事業を行ったその年ですから、タイミングとして、決して意図的なものではないと思いますけれども、着手したその年に対象となる費用が大きく変わったということは一つのポイントだったなということ、改めて、今押さえておきたいと思います。

それで、つい先頃、新年度の予算を提案されて、議決も行われて、新年度が始まっているわけですが、この見直しについては、今、報告をされているということですので、新年度予算の計上段階で予定されなかったということでもあります。この取組を、予算計上の段階で行うことができなかった理由を確認したいと思います。

○時田土木部雪対策課長 各種制度の拡充や見直しにつきましては、令和3年度の旭川市雪対策審議会における調査や審議を経た後、令和4年度に必要な応じて行う考えでございましたが、本年2

月に開催した審議会における委員からの意見や、その後実施しました大型自動車免許の取得に係るアンケート調査の結果のほか、大型特殊自動車免許の取得経費の大幅な上昇にも対応するため、このたび制度の拡充を行うこととしたところでございます。

○上村委員 ということでありますから、本来であれば、もう少し先にやろうと思っていたことを、より緊急で対処すべきだということでも本日の御報告に至ったんだというふうに理解をしますと、一定程度、そこは迅速に対応しようということとも受け止められますので、そうした姿勢についてはむしろ評価すべきかなというふうにも思わなくもありません。しかしながら、これだけ大きな変更で、なおかつ、非常に重要なポイントというか、その制度の本筋に関わる部分の改定でありましたものですから、そのあたりについて、なかなか情報としてキャッチできていなかったということについてはどうだったのかなということも思うところです。

予算執行のことを続けてお聞きしたいんですけれども、まず、報告の中では、当初予算の範囲内で対応するというものであります。とはいえ、10万円補助の大型免許の件数だとかを含めていくと、かなりボリュームが増えるんだろうなということが想定されます。そんな中で、当初予算の範囲内で、これだけの大きな制度の変更をどう執行していくのか、それは可能なかという素朴な疑問が発生いたします。どのような見通しを持っているのかということをお伺いしたいと思います。

○時田土木部雪対策課長 除雪機械運転免許取得支援事業補助金の予算措置について、これまでの実績は、令和元年度は6件で24万円、令和2年度は5件で20万円と少なく推移しておりますが、各企業における取得支援の件数は想定が難しいこともあり、除排雪企業が行う雇用者への取得を支援する事業に広く対応するため、令和3年度予算で100万円を確保したところでございます。

今回の制度の拡充で、対象となる運転免許の追加や上限の引上げとなりますが、大型自動車免許の取得支援につきましては、除雪企業が負担した実績から、7人分で1人当たり上限10万円の計70万円、大型特殊自動車免許の取得支援につきましては、これまでの実績から、5人分で1人当たり上限6万円の計30万円と合計100万円となり、想定ではございますが、本年度予算の範囲内で、過去の実績分の対応は可能であると見込んでおります。

○上村委員 これまでの実績がそれほど多くなかった経過がありましたので、実際、これだけ制度を変えた中で、事業費の執行は可能なかということをお尋ねしたわけですが、本年度の予算で100万円の確保がされていたということですので、一定程度、それを担保する予算は確保していたということで受け止めたいと思います。今後どういうふうに、予算と決算の精査がされていくのかということが注目されるところでありますが、少なくとも、そうした状況にあるということをお確認いたしました。

冒頭、申し上げましたけれども、オペレーターの高齢化の問題、この点について、現状がどうなっているのかということをお伺いして確認しておきたいと思っております。令和元年度は、40歳未満が17%でしかないということが数字として挙がっていたわけでありまして、その後の現状の推移についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○時田土木部雪対策課長 本市の除排雪業務に関わる除雪機械のオペレーターの年齢、40歳未満の割合につきましては、令和元年度はオペレーター全体の人数590人のうち、40歳未満が102人で約17%でしたが、令和2年度は全体の人数625人のうち、40歳未満が112人で約18%となっております。

○**上村委員** 僅かにその数字は上がっているということではありますが、依然として10%台ということですね。冒頭に引用いたしましたけれども、このオペレーターの高齢化の問題というのは、これまでずっと課題として大きく挙げられてきたものであり、当初、40歳未満が20%台であったものが、この間、令和元年の17%に至るまでに、徐々にその数を落とし、10%台になってきているという経過がありました。それを改めて、今後上げていく。先ほども申し上げましたけれども、令和6年度までに26%にしていこうという計画を出しているわけでもあります。そんな経過をたどりながらの今があるわけでもありますけれども、今日、制度を大きく見直すということの報告をいただきました。このことは先ほども申し上げましたが、一定程度迅速に対応していこうという意図としては、受け入れるべきもの、評価すべきものとも思いますけれども、こうした取組が結果に結びついていくという形になることを望んでいます。そして、その一つの大きなポイントとなる事業だというふうに理解をしています。

そうした中で、令和元年度に取り組み始めたその年に、対象となる費用が上がるということがあったり、あるいは、こうした問題の中で、これはタイミングの問題で致し方なかった部分もあるかもしれませんが、当初予算計上の後に、こういう形で新たな問題ということを知るといような状況になっているということについても、私は幾らかの問題意識を持ちながら、今、報告を受けておりました。この間の調査は、十分に精密に行われてきていたんだらうか、今後、さらなる制度拡充の必要は本当はないのか、そういうことを改めて感じる部分でもあります。

今後のさらなる検討の必要性と、本補助制度を活用していくということに対しての市としての考え方を改めて伺って質疑を終えたいと思います。

○**時田土木部雪対策課長** 除雪機械のオペレーターの人数や年齢構成につきましては、除排雪業務の報告を基に、アクションプログラムで進行管理しておりますが、ダンプトラックの車両台数、運転手の人数や年齢構成につきましては、旭川地区トラック協会から提出される資料で把握しております。ダンプトラックの運転手の年齢構成の推移につきましては、平成30年3月では、40歳未満の割合が約9%のところ、令和2年11月では約11%と、先ほど御説明しました除雪機械のオペレーターと同様に、数字的には少し上昇している状況でございます。しかし、資料でも記載しておりますとおり、60歳以上のオペレーターにつきましては、10年後には大量離職が見込まれ、若年層のオペレーターの確保は依然厳しい状況となっております。

これまでも、本市では、除雪オペレーターの担い手不足解消に向けた取組として、このたび拡充します除雪機械運転免許取得支援事業補助金の導入や、本市の除雪業務のオペレーターとして30年以上従事した者に対する表彰制度を実施したところではありますが、若年層のオペレーター確保は難しい課題でございます。このたび対象となる運転免許の追加など、制度の拡充を行いますが、的確な調査や、旭川除排雪業者ネットワーク協議会との意見交換等も踏まえ、効果的な支援につなげられるよう、制度利用の需要を見極めながら、必要に応じてさらなる制度の拡充なども行ってまいりたいと考えております。

○**高木委員長** ほかに、委員の皆さんから御発言ございますか。

宮本委員。

○**宮本委員** 今お聞きして、ちょっとお聞きしたい点が2点ぐらいあります。今のこの補助金の関係なんですけど、除雪で成功している業者の方々というのは、何らかの形で建設業の看板を持ってい

るわけなんですね。それで、稼働率を考えたときには、冬期間の稼働率よりも夏の期間のほうがずっと稼働率が高いんです。そこに助成するという一つの形というのは、これはちょっとおかしいんじゃないかなということ、除雪を請け負っていない企業の方が言っているんですね。どこの会社も大型免許を取らせるときには、やはり免許取得に対して補助金を出しているんですよ、会社として。出していて、取らせるから、取った後は会社に3年以上いなさいよと限定しているんですよ。取ってすぐ賃金の高い会社に移る場合もあるんですよ。建設業界では、3年とか、ある程度年数を押さえているんですね、出してあげるからって。ところが、皆さん方は、補助を出してから1年でずっと辞められても、何ら問題ないということですか。

○時田土木部雪対策課長 一応、令和元年度からの制度の進め方として、前年度もしくは本年度、除排雪業務を受注する業者を対象に、申請していただいて、免許を取得したら助成すると。そして、その後1年間、状況を確認して、雇用状況の報告書を提出してもらって、もし1年以内に離職したとかという形になったら、補助金を返還してもらうような制度の形になっております。

○宮本委員 その説明をちょっと聞いていなかったもので、すみません。

業界のほうでは、1年間の稼働率を見ると、ずっと春、夏、秋の稼働率が高いんですね。そこに除雪のほうだけに助成金を出すということは、非常に不満を持っている企業の方もいるんですよ。その辺はどのように考えますか。

○時田土木部雪対策課長 そもそもこの制度につきましては、除排雪企業の担い手不足というものに対して創設された事業でございます、基本的にはその担い手を増やすことを目的として進めておりますので、除排雪業を対象としております。しかし、この制度の拡充という部分において、当然、担い手不足については建設業全体の問題でもあるというふうには考えておりますので、取りあえず今は、除排雪業者に対してアンケート調査等をしていきますけれども、今後進めていく中で、いろんな意見を様々な企業の方からも聞きながら、拡充といいますか、見直しといいますか、必要に応じてそこら辺も検討してまいりたいと考えております。

○宮本委員 分かりました。国の助成制度の中では、人材開発支援助成金というふうになっており、限定はしていませんので、これから広くそちらのほうも検討していただきたいと思っています。

終わります。

○高木委員長 ほかに、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、ここまでの議題に関わって出席をいただいている理事者については、退席していただいて結構です。

2点目に入ってまいります。上下水道事業に関する事項について、水道・下水道事業についてのアンケートの実施状況について、理事者から報告をお願いいたします。

上下水道部長。

○菅野上下水道部長 2月に御報告いたしました水道・下水道事業についてのアンケートの実施状況につきまして、御報告をいたします。

人口減少などによりまして料金収入が減少する中、老朽化した水道管などを更新し、今後も安全、安心な水道水を供給し続ける必要がありますことから、今後の事業運営の参考とするため、料金の在り方に対する考え方も含め、市民及び市内事業者を対象にアンケート調査を実施いたしました。

アンケートの集計結果についてのみ、お手元にお配りいたしました資料のとおりまとめており、本日は、その中で主だった結果について、資料に網かけしている箇所でございますけれども、御報告をさせていただきたいと思っております。

初めに、家庭用の集計結果についてでございます。資料の1ページ目を御覧ください。

家庭用のアンケートにつきましては、市民3千人に調査を行ったところ、本年3月26日までに1千50人の回答をいただき、回答率は35%となっております。資料の2ページ、問3を御覧ください。水道料金の金額についてどのように感じていますかとの質問に対しましては、妥当と感じている人の割合が47%となっており、問4、その理由としましては、他の公共料金と比べてが多くなっております。問5、家事用以外の超過料金の単価が、使うほど高くなる仕組みについてどのように思うかとの質問に対しましては、分からないと答えた方の割合が49.8%、適切であると答えた方の割合が45.7%となっております。続きまして、3ページ、問6を御覧ください。減免制度はどうあるべきかとの質問に対しまして、今のままでよいと答えた方の割合が36.6%、検討の上、必要な区分のみ継続すべきとお答えになった方の割合が34.9%となっております。問9でございます。今後の水道事業の運営に関する質問に対しまして、安心して水道水を利用するため、必要最小限の料金値上げはやむを得ないと答えた方の割合が69.8%となっております。

次に、事業者用の集計結果についてでございます。5ページを御覧ください。事業者用のアンケートにつきましては、市内の300事業者に調査を行いましたところ、本年3月26日までに116事業者から回答をいただき、回答率は38.7%となっております。6ページ、問3を御覧ください。水道料金の金額についてどのように感じていますかとの質問に対しまして、妥当と感じている方の割合が53.4%となっており、問4、その理由としまして、他の公共料金と比べてが多くなっております。問5を御覧ください。家事用以外の超過料金単価が使うほど高くなる仕組みについてどのように思うかとの質問に対しまして、分からないと答えた方の割合が54.3%、適切であると答えた方の割合が32.8%となっております。続きまして、7ページ、問8でございます。今後の水道事業の運営に関する質問に対しまして、安心して水道水を利用するため、必要最小限の料金値上げはやむを得ないと答えていただいた方の割合が69.8%となっております。

アンケート結果につきましては、今後、事業運営の参考とさせていただくほか、上下水道事業審議会において、料金見直しを審議していただく上での資料としても活用してまいります。なお、アンケート結果の取りまとめが終了した段階で、全議員の皆様へに配付をさせていただくとともに、ホームページ上にも掲載してまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、ここまでの議題に関わって出席いただいている理事者については、退席していただいて結構です。

3点目に入っております。病院事業に関する事項について、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、理事者から報告をお願いいたします。

病院事務局長。

○木村市立旭川病院事務局長 市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応につつま

して、配付させていただいております資料に基づき、御報告を申し上げます。なお、今回につきましては、令和2年度1年間の患者数を含め、昨年2月に本市で初めて新型コロナウイルス感染患者を当院に受け入れて以降の約1年間の状況を中心といたしました総括的な報告としております。

まず、1ページの冒頭になりますけれども、この約1年間の主な出来事の経過的な説明を記載しております。内容になりますけれども、昨年2月22日に、当院におきまして、市内初の感染患者を受け入れ、以降、感染症指定医療機関として入院患者の受入れや発熱外来の運営を現在も行ってきております。昨年11月から12月には、複数の大規模クラスターの発生によりまして、医療提供体制が逼迫した時期もございましたが、関係機関との連携協力によりまして、危機的な状況乗り越えることができ、当院におきましても一定の貢献をし、その役割を果たすことができたものと考えております。また、昨年12月と本年2月には、感染症病棟に勤務する看護職員等の感染が確認されましたが、濃厚接触者等の迅速な特定、あるいはPCR検査の実施などによりまして、感染の拡大が見られず、最小限の制限で診療を再開することができ、引き続き、感染防止対策に最大限努めているところでございます。

次に、中ほどの1、感染症病棟の稼働状況についてになります。当院では、昨年11月11日から現在まで、6階西病棟で35床を稼働しておりまして、3月末までの延べ入院患者数は、疑い患者も含めて2千470人となっております。また、下の表1にお示ししておりますように、昨年11月から12月に急増し、それ以降は減少傾向にあり、本年3月の1日平均患者数は5.6人と、1桁台の数字となっておりますけれども、最近では、全国的に感染者数が増加し、また、市内におきましても、今月に入りまして、変異株の感染が確認されたほか、新たなクラスターが複数発生しておりまして、依然として予断を許さない状況が続いているものと考えております。先ほど申し上げましたクラスター関連の感染者につきましては、ほとんどが高齢者となっております、当院の今月に入ってからの入院患者が、実は、急増している状況にあります。資料に記載はございませんけれども、今朝の段階での入院患者数につきましては、全て当院では変異株ではない患者さんとなりますけれども、27人、率にして77%の高稼働という状況になっております。

続きまして、資料を1枚めくっていただきまして、2ページ目の2、発熱外来の受診患者数についてになります。発熱外来につきましては、昨年10月から引き続き、休床中の6階東病棟で診察を行っておりまして、1日当たりの月平均患者数につきましては、表2にお示ししておりますとおり、11月以降、減少傾向で推移をしております。また、3月末日までの患者数につきましては、1千882人となっております。

次に、中ほどの3、病院全体の患者数についてになります。令和2年度の入院患者数、外来患者数につきましては、いずれも前年度、令和元年度と比較いたしまして大幅な減少となっております。まず、(1)入院患者数につきましては、3ページの表3を御覧いただきたいと思いますけれども、こちらにもお示ししておりますように、5月を底にして、11月までは回復傾向にありましたけれども、当院看護師の感染による診療の一部停止などによりまして、12月の患者数は大幅に減少し、1月以降も感染症病棟の患者減などによりまして、さらに減少となったところでございます。こうした結果、1日平均患者数は、令和元年度の312.7人に対しまして、令和2年度は276.2人となり、36.5人の減少となっております。また、(2)の外来患者数につきましては、同じく3ページの右側の表4にお示ししておりますように、6月を底にして回復傾向となる中、受診を

控えていただくお願いなどによりまして、12月は大幅な減少となりましたが、1月以降は、若干の回復傾向となりました。3月につきましては、新型コロナウイルスの影響が出始めた昨年の3月よりは増加をしているというものですが、影響前の患者数には至っていない状況であります。こうした結果、1日平均患者数は、令和元年度の916.3人に対しまして、令和2年度は857.3人となり、59人の減少となっております。

最後に、3ページ目の中ほどにあります職員に対するワクチンの接種についてでございます。医療従事者接種用ワクチンの第1弾といたしまして、ファイザー社製のワクチンが、3月5日と12日の2回に分けて当院に届きましたことから、3月12日から19日までに、当院の接種希望者904人のうち725人に対し、1回目の接種を行ったところであり、3週間の間隔を空けた4月2日から明日9日までに2回目の接種を行うこととなります。また、残りの職員につきましては、第2弾といたしまして、同じファイザー社製が、3月25日と4月4日の2回に分けて届きましたことから、1回目の接種を4月6日、7日、昨日、おとといになりますけれども、行ったところでありまして、今月中には希望する当院全職員の接種を完了する予定でございます。なお、接種後の副反応ですけれども、接種部位の痛み、あるいは微熱、倦怠感など、そういったものが一部の職員に現れておりますけれども、現時点で重症となる事例は発生していないところでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから何か御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、本日の常任委員会は以上となります。これにて散会いたします。

散会 午前10時48分